

広島県告示第五百五十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定によって、次のとおり免許を取り消した。

平成二十五年六月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年六月十四日

二 免許の取消しを受けた建築士

1 氏名

金高 良雄

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

二級建築士（広島県知事登録第七三四二号）

三 免許の取消しの理由

死亡による。